

監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成22年11月12日

北海道監査委員 坂 本 人 士

北海道監査委員 太 田 博

住 民 監 査 請 求 監 査 結 果

第1 監査の請求

1 請求人

札幌市中央区南1条西10丁目タイムスビル3階 札幌市民オンブズマン 代表 太田賢二

2 請求書の提出年月日

平成22年8月30日

3 請求の内容

（1）主張事実の要旨

ア 北海道議会（以下「道議会」という。）における会派及び各議員に対しては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第14項及び北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例（平成13年北海道条例第41号。以下「条例」という。）第1条に基づき、議会議員の「調査研究に資するため必要な経費の一部として」政務調査費を交付することが認められている。

イ 道議会において1年度ごとに交付される政務調査費の金額は、各会派については各会派に所属する議員数に10万円を乗じた額、議員に対しては議員1名について1か月当たり43万円、年間516万円である。

ウ 平成21年度において自由民主党道民会議北海道議会議員会（以下「自民党道民会議」という。）は、自由民主党北海道支部連合会（以下「自民党道連」という。）に対して、「調査研究費」として合計4,445万円の支出を行った。1か月当たり250万円から450万円の金額を、1か月ごと一括払いで、自民党道連に送金したものである。支出の費目については、収支報告書には「調査委託費」と記載され、支出を証する書類である振込受付書の右肩に「道政調査業務委託費」と記載されているが、その具体的な委託業務の内容、金額の積算根拠などは、収支報告書、支出を証する書類のいずれをみても、全く不明である。

エ 単に「調査研究費」又は「道政調査業務委託費」と記載されているのみで、具体的にいかなる使途に用いられたのか全く判然とせず、真に議員の調査研究に資するために必要な経費であったかどうか明らかでない。むしろ、支出先が会派の所属する政党の支部であること、支出金額が1か月後とおおむね一定額であることなどに照らすと、上記支出は、具体的な調査を委託しその対価として支出されたものとは認定しがたく、政務調査費を政務調査費以外の用途に用いるための方便として政党支部を利用した可能性すら窺われる。したがって、上記支出の全額は、議員の「調査研究に資するため必要な経費」についての支出とは認められないのであるから、法第100条第14項及び条例第1条に反し、違法である。

オ 平成21年度において北海道議会民主党道民連合議員会（以下「民主党道民連合」という。）は、民主党北海道総支部連合会（以下「民主党北海道」という。）に対して、「調査研究費」として合計2,750万円の支出を行った。1か月当たり200万円から325万円の金額を、1か月ごとに一括払いで、民主党北海道に送金したものである。上記支出の費目については、収支報告書には「調査委託費」と記載され、支出を証する書類には使途項目として「～月分政務調査委託料」と記載されているのみであって、その具体的な委託の内容、金額の積算根拠などは、収支報告書、支出を証する書類のいずれをみても、全く不明である。

カ 単に「調査委託費」又は「～月分政務調査委託費」と記載されているのみで、具体的にいかなる使途に用いられたのか全く判然とせず、真に議員の調査研究に資するために必要な経費であったかどうか明らかでない。むしろ、支出先が会派の所属する政党の支部であること、支出金額が1か月後とおおむね一定額であることなどに照らすと、上記支出は、具体的な調査を委託しその対価として支出されたものとは認定しがたく、政務調査費を政務調査費以外の用途に用いるための方便として政党支部を利用した可能性すら窺われる。したがって、上記支出の全額は、議員の「調査研究に資するため必要な経費」についての支出とは認められないのであるから、法第100条第14項及び条例第1条に反し、違法である。

キ 民主党道民連合は、平成21年12月1日付けで、A団体に対して、「平成21年度政務調査委託費として」との名目で、39万円を支出した。しかし、上記支出は、委託の具体的内容、委託費用の積算根拠、委託による成果物の有無などが一切不明である。

ク 上記支出は、具体的にいかなる使途に用いられたのか判然とせず、真に議員の調査研究に資するために必要な経費であったかどうか明らかでない。したがって、上記支出の全額は、議員の「調査研究に資するため必要な経費」についての支出とは認められないのであるから、法第100条第14項及び条例第1条に反し、違法である。

ケ 民主党道民連合は、平成21年12月9日付けで、B団体に対して、「平成21年度北方領土情勢調査費」との名目で、39万円を支出した。しかし、上記支出は、

「北方領土情勢調査」なる調査の具体的内容、調査費用の積算根拠、「情勢調査」による成果物の有無などが一切不明である。

コ 上記支出は、具体的にいかなる用途に用いられたのか判然とせず、真に議員の調査研究に資するために必要な経費であったかどうか明らかでない。したがって、上記支出の全額は、議員の「調査研究に資するため必要な経費」についての支出とは認められないのであるから、法第100条第14項及び条例第1条に反し、違法である。

サ 民主党道民連合は、平成21年12月9日付けで、C団体に対して、「政務調査業務委託料として」との名目で、117万円を支出した。しかし、上記支出は、委託の具体的内容、委託費用の積算根拠、委託による成果物の有無などが一切不明である。

シ 上記支出は、具体的にいかなる用途に用いられたのか判然とせず、真に議員の調査研究に資するために必要な経費であったかどうか明らかでない。したがって、上記支出の全額は、議員の「調査研究に資するため必要な経費」についての支出とは認められないのであるから、法第100条第14項及び条例第1条に反し、違法である。

ス 民主党道民連合は、平成21年12月9日付けで、D団体に対して、「2009年度政務調査委託費」との名目で、39万円を支出した。しかし、上記支出は、委託の具体的内容、委託費用の積算根拠、委託による成果物の有無などが一切不明である。

セ 上記支出は、具体的にいかなる用途に用いられたのか判然とせず、真に議員の調査研究に資するために必要な経費であったかどうか明らかでない。したがって、上記支出の全額は、議員の「調査研究に資するため必要な経費」についての支出とは認められないのであるから、法第100条第14項及び条例第1条に反し、違法である。

ソ 自動車についての政務調査費の支出に関しては、道議会事務局が作成した「政務調査費の用途基準の運用について」の記載によれば、「議員活動は多面性を有する（政務調査活動、政治活動、選挙活動）ので、燃料費、有料道路通行料、駐車料金等の実費についても、政務調査活動分の活動実績を踏まえ按分することが必要となる」とされている。そして、裁判例に照らせば、車両リース料・ガソリン代としての支出のうち、少なくとも4分の3については、議員の私的生活や政治活動又は選挙活動等、政務調査目的以外のための支出と認められるのであるから、違法・不当な公金支出に当たる。

タ 車両リース料・ガソリン代について、収支報告書及び支出を証する書類のいずれにおいても、按分率の記載を全く行っていない議員が多数存する。これらの議員については、個人的使用分や政務調査以外の議員活動に使用した分を含む車両リース料及びガソリン代の実費の全額を、政務調査費から支出したものと考えざるを得ない。そうすると、これらの議員については、少なくとも4分の3につい

ては議員の「調査研究に資するため必要な経費」として支出されたものとは認められないのであるから、違法・不当な公金支出に当たるといふべきである。

チ 車両リース料・ガソリン代について、実際に支出した費用について一定の割合における按分を行っている旨を記載している議員も一定数存在する。しかしながら、領収書等の支出を証する書類の提出については、支出の全額分についての提出を行わず、一部の提出にとどまる議員も存在する。かかる議員については、実際に支出がされたことが確認可能であるのは領収書等の支出を証する書類が実際に提出された金額のみであり、それ以上の金額については、少なくとも公開された書類からは、支出の事実を確認することができない。これらの議員については、領収書等の支出を証する書類から確認可能な金額を実際の支出額として、その内少なくとも4分の3は違法・不当な公金支出に当たる。

ツ 按分割合にしたがった支出の表示を行っており、かつ、領収書等の支出を証する書類に基づいて、実際に車両リース料・ガソリン代の支出の全額が確認できる議員も存した。これらの議員については、確認可能な金額のうち4分の3については違法・不当な公金支出に当たる。

テ 平成21年度において道議会議員が政務調査費から車両リース料・ガソリン代に充当するため支出した金額のうち、2,505万314円については、議員の「調査研究に資するため必要な経費」として支出されたものとは認められず、違法・不当な公金支出に当たる。

ト 北海道が、道議会の各会派及び各議員に対し支給した政務調査費のうち9,934万314円については、議会議員の「調査研究に資するため必要な経費の一部」として支出されたものとは到底認められない。そうであるにもかかわらず、北海道知事が、道議会の各会派及び各議員に対して9,934万314円を支出しかつ返還請求権を行使しないことは、違法・不当に公金を支出しかつ財産管理を不当に怠るものである。

(2) 措置内容

ア 北海道知事に対し、北海道が行ったかかる違法不当な支出により被った損害につき、支出額相当額の返還を求めるなど損害を填補するための必要な措置を求める。

イ 今後の損害を未然に防止するための条例改正等の措置を講ずるよう勧告することを求める。

第2 監査委員の除斥

監査委員沢岡信広及び監査委員喜多龍一は、政務調査費の支出について直接の利害関係を有することから、法第199条の2の規定により除斥とした。

第3 請求の要件審査

本請求については、事実を証する書面の添付に不足があることなどから補正を求めたところ、平成22年9月10日に補正された書面が提出され、法第242条の所定の要件を具備しているものと認め、同年10月1日付けをもって、これを受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

平成21年度における自民党道民会議及び民主党道民連合の政務調査費のうち調査研究費に係る支出並びに道議会議員の政務調査費のうち自動車のリース料及びガソリン代に係る支出が、違法又は不当な公金の支出に当たるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象部局

道議会事務局

3 請求人の陳述及び証拠の提出

(1) 法第242条第6項の規定に基づき、平成22年10月18日、請求人の陳述を実施した。その要旨は次のとおりであった。

ア 道議会における政務調査費は、会派に所属すると月額53万円が支給され、全国的に見ても極めて高額な部類に属する。政務調査費そのものをなくすべきだとの意見もあるが、議員活動に必要であるというのであれば、堂々と使用すればよいと思うが、それが税金でまかなわれている以上、その使い道についてはできるだけ明らかにされ、十二分に説明されるべきである。

イ 昨年、平成20年度の政務調査費についても、今回とほぼ同じような趣旨の監査請求を行い、昨年の監査結果は、大筋において、政務調査費の問題を「議会の裁量権の範囲」だとか、「議会の自立的判断にゆだねる」などというあやふやなことで終わらせてしまったと言わざるを得ない。

ウ 政務調査費は、決して議会の裁量の名の下に無限定の支出が認められているのではなく、議員の「調査研究に資するため必要な経費の一部として」のみ支出されるべきもので、基本的に住民の税金であり公金であることにかんがみ、その用途の透明性、公平性が要求され、その用途は、厳しく限定されなければならないし、また、その支出は、あくまで議員の「調査研究に資するため必要な」費用に限らなければならない。

エ 昨年度の監査結果において、「北海道からその補助機関の職員として任命されている道議会事務局職員が必要な監査事務を行っており、その審査の結果、政務調査費の支出が法律や条例等の目的や基準に違反して疑うに足りる事実は認められない」としているが、到底承服できるものではなく、道議会議員の方から北海道に対し一方的に送られてきた収支報告書や、領収書について道議会事務局職員が所定の要件を備えているかどうかをチェックするだけで、そのような判断が妥

当であると判断できるのか、実際、平成20年度の政務調査費に関する行政訴訟で、議員側からは、道議会に報告したという領収書等が提出されたが、それをそのまま鵜呑みできる内容ではなかった。

オ 今回の平成21年度については、1万円以上の領収書が添付されるようになり、その膨大な資料を私たちの仲間が手分けして読み込み、そこでも十分な説明がなされているとはいえないものが多々あった。

カ 各会派及び各議員が本件政務調査費支出の内容について、その明細を明らかにするのは相当でなく、またその必要性もないという主張に終始するのであれば、それらの支出は、政務調査費として使用したとの立証がないものであり、本件条例に違反する違法な支出となることは明らかである。

キ 政務調査費の支出内容は、使途基準に合致していること、その使い道の透明性が厳格に要求されており、かつ、そのことが事後的にも検証可能でなければならないと解されるべきである。

ク 自民党道民会議及び民主党道民連合がそれぞれに自民党道連及び民主党北海道に対して行っているような業務委託の方法による支出については、その内容が一般的、抽象的、包括的であって、政務調査費の使途基準にあっているかどうかを道議会議長及び一般市民が判断することは、およそ不可能であり、これ自体が、条例で定められた使途基準を潜脱し、道議会議長及び一般市民の事後的なチェックを免れようとするものであって、違法となると解すべきである。

ケ 政務調査費の使途基準については、道議会事務局によって平成13年3月に「政務調査費の手引」（以下「手引」という。）という冊子が作成され、この手引によって、政務調査費の使途についてさらに具体的な運用基準が詳細に定められている。この手引は、平成18年4月に改訂され、一層詳細、かつ、厳格な運用基準が定められるにいたっている。さらに、この手引の内容を、もう少し詳細に具体化したものとして、「政務調査費の使途基準の運用について」というガイドラインが策定されている。

コ 手引の記載内容のうち、会派による支出についての使途基準をみると、政務調査費の使途基準として規定されている各項目の具体的な活動例について、例示列挙がなされている。

サ 例示列挙の記載の仕方から調査研究費として政務調査費を支出することが許されるのは、個別具体的で使途が特定可能な支出に限られ、そうでなければ、政務調査費が真に議員の政務調査活動に資する費用として支出されたか否かを判断することができず、また、他に支給される経費との二重計上を防ぐことも不可能である。

シ 本件において自民党道民会議及び民主党道民連合が行っているような、一般的、抽象的、包括的な業務委託の方法による支出は、手引も予定していない違法な支出形態だというべきである。

- ス 昨年度においても政党会派から政党支部に対する業務委託の方法による支出について、監査請求を行い、その際、民主党道民連合の民主党北海道に対する支出については、収支報告書において「人件（書記）委託費」と記載されていたことから、人件費としての支出であるならば按分の必要が生じうること旨も併せて指摘している。
- セ 人件費については、「運用について」というガイドラインにおいて、一定の運用基準が定められ、「運用方針の考え方及び補充説明」という欄には「雇用主体が会派でなくても会派の政務調査活動の補助実態により判断することになる。実態によっては、按分の問題が生ずると考える」との記載がなされていることから、実態に応じて按分の問題が生じることとなる。
- ソ 平成19年4月26日仙台高裁判決は、特段の資料がない限り政務調査費の人件費としての支出については、按分した額をもって確定すべきとしていることから、人件費としての支出のすべてが政務調査活動に充当されていることの立証責任は、支出を行った会派においてあると解すべきで、会派において「特段の資料」をもって人件費としての支出のすべてが政務調査活動に充当されていることが示されない限りは、人件費については、按分の判断がなされなければならないと解すべきである。
- タ 平成21年度における業務委託の方法による支出についても、仮にこれが人件費の性質を持つものであるならば、この実態について十分な調査がなされるべきであり、このことについて実質的な調査が行われた上で、特段の資料が示されない限りは、仮にこの支出が人件費であるならば、按分の判断がくだされなければならないと考える。
- チ 道議会の政務調査費については、制度改正がなされ、これは政務調査費の使い道についてより透明性を確保し、もって政務調査費の支出の適法性を担保しようとする趣旨に出たものであることは明らかであるが、道議会における自民党道民会議及び民主党道民連合の業務委託の方法による支出は、こういった制度改正に完全に逆行し、その趣旨を完全に没却するものであって、極めて不当であるというほかない。
- ツ 各会派は、支給された政務調査費の全額を業務委託費として政党支部に支出し、その支出を証する書類を一枚提出すれば、それだけで全支出を説明したことになり、制度改正がまったく何の意味も持たなくなってしまう。このような事態を避けるためにも一般的、抽象的、包括的な業務委託の方法による支出が適法と認められるようなことは、断じてあってはならないと考える。
- テ 平成20年度においてなされた業務委託の方法による支出は、自民党道民会議から自民党道連への支出が会派への全支給額の約72パーセントに当たる4,356万円、民主党道民連合から民主党北海道への支出が会派への全支給額約42パーセントに当たる2,000万円であり、平成21年度においては、自民党道民会議は全支給額の

約74パーセントに当たる4,445万円、民主党道民連合は全支給額の約59パーセントに当たる2,750万円を支出しており、一般的、抽象的、包括的な業務委託の方法による支出は、支出金額、支出のパーセンテージともに、平成20年度から、さらに増加の一途をたどっている。

ト このような手法により支出を適法と認めることは、実質的には、監査委員において制度の潜脱を認め、違法な政務調査費の支出状況を追認することになるものといわざるを得ない。

(2) 法第242条第6項の規定に基づき、請求人からの新たな証拠の提出はなかった。

4 監査対象部局からの事情聴取

平成22年10月20日、監査対象部局である道議会事務局から、請求人が違法又は不当な支出と主張する事項に対する見解などについて、聴取を行った。その主な説明内容は、次のとおりであった。

(1) 政務調査費について

ア 政務調査費は、地方議会の活性化を図るためにはその審議能力を強化することが不可欠であることから、地方議員の調査活動基盤の充実を図るため、平成12年の法の一部改正により法制化された。

イ 法では、議員の調査研究に資する経費の一部として会派又は議員に対し交付し、交付を受けた会派又は議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出することとし、具体的な交付の対象、額、交付の方法等については、各自治体の裁量に委ねられており、道議会においては、他府県と同様、全国都道府県議会議長会（以下「全国議長会」という。）が作成した「政務調査費の交付条例（例）及び同規程（例）」を参考として、平成13年3月、条例及び北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する規程（以下「規程」という。）を制定し、交付の方法等必要な事項を規定している。

ウ 政務調査費の交付方法等は、道議会では、政務調査費を会派及び議員に交付することとし、会派には月額10万円に会派所属議員数を乗じて得た金額を、議員には月額43万円を、それぞれ毎月交付し、交付された政務調査費の用途については、規程に定める用途基準によるとした。また、交付を受けた会派及び議員は、年度終了後30日以内に収支報告書を議長に提出し、残余がある場合はその額を返納することとしている。

エ 条例の制定に併せ、制度の趣旨や手続、用途の例示などを盛り込んだ手引を作成し、各会派及び各議員に配付するとともに、道議会事務局において、個別に説明会などを行い、その周知を図っている。なお、この手引は、平成18年の条例改正に併せて改定をし、その後も、会派や議員からの求めに応じ、道議会事務局において、随時、内容の説明を行っている。

オ 議長の調査権は、法上は明示されてはいないが、全国議長会が条例等の標準例を作成し、「都道府県が支出する経費については、予算の適正な執行の観点から、一般的には知事の調査、検査の権限が及ぶものであるが、議員の政治活動の自由を確保する点から、全面的に知事に対して調査、検査権に委ねることは適当でないと考えられる。」、「政務調査費が常に制度の趣旨に即して適正な執行が確保されるべきという観点に立って、議長に対し、必要に応じ、所要の調査が行えるよう条例において定めることが適当」との考え方が示されている。道議会においても、その趣旨に沿って、条例第10条に議長の調査権を規定した。道議会では、これまで、議長が本条の規定に基づき直接的な調査権を行使した事例はないが、道議会事務局においては、議長の調査を補佐するため、議長に提出された収支報告書及び領収書等の添付書類について、収支及びその内容の整合性など、所定の要件を備えているかどうかのチェックを行うとともに、必要に応じ、議員等から個別に聴取を行うなどの確認を行っている。

カ 政務調査費の使途に関しては、「会派及び議員は、政務調査費を、別に定める使途基準に従い、使用しなければならない。」と規定した条例第8条を受け、規程第4条で「条例第8条の使途基準は、会派に係る政務調査費については別表第1、議員に係る政務調査費については別表第2のとおりとする。」と規定され、規程別表第1においては「会派が行う道の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）」を内容とする「調査研究費」が、また、規程別表第2においては「議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費（消耗品費、備品購入費、通信費等）」を内容とする「事務費」などが、それぞれ政務調査費の使途基準の項目として定められている。

キ 政務調査活動とその他の活動が混在する場合の按分について、「使途基準の運用について」の中で、「議員の活動は多面性を有するため、政務調査活動の業務割合を、合理的に説明可能な範囲で明確にしておく必要がある」と示し、例えば、賃借料や光熱水費等については、「政務調査活動の従事時間数で按分する」ことなど、費目ごとの客観的な基準により按分方法の例を示している。いずれにしても、議員の活動の内容は、議員個々によって異なるため、按分比率については、議員が活動実態に応じて判断しているところであり、一律的な整理になるものではないと考えており、このことは、会派交付分についても同様と考えている。

ク 道議会事務局においては、議長の調査を補佐するため、議長に提出された収支報告書及び添付書類、領収書等について、収支及びその内容の整合性など、所定の要件を備えているかどうかのチェックを行うとともに、必要に応じ、議員等から個別に聴取を行うなどの確認を行っている。その際、政務調査費としての計上に疑義や瑕疵があった場合には、当該議員が自主的に収支報告書の修正を行っている。事例としては、収支報告書が提出された際に、政務調査活動以外の活動に係る経費と疑われる記載が見受けられた場合は、その内容について議員に確認し

ており、その際、使途基準との乖離が生じている場合にあっては、当該議員からの申し出により、後日、修正した収支報告書が改めて提出され、議長において、これを受理している。また、これまでの措置例の主なものとしては、ガソリン代について、計上誤りなどの理由により、議員の申し出により、修正した収支報告書が提出され、新たに生じた残余の額の返納が行われた事例がある。

ケ 他府県においては、全国議長会の「交付条例（例）」を参考に、それぞれ条例等を制定し、政務調査費を交付しており、おおむね北海道と同様の制度となっている。議員1人当たりの支給額は、東京都の月額60万円が最も高く、徳島県の月額20万円が最も低く、47都道府県の単純平均では約35万円で、支給対象は、北海道と同様、会派と議員に交付している府県が最も多く、会派のみ、あるいは議員のみに交付することとしている府県もある。また、北海道と同様に毎月交付としている府県のほか、四半期ごとの交付、あるいは半年ごとの交付としている県もある。

コ 道議会の政務調査費制度については、当初から透明性の確保にも配慮し、収支報告書を閲覧の対象とするなど、公開し、収支報告書への添付の義務付けについては、平成18年度交付分から、一部の項目を除き1件5万円以上の支出に対して領収書の添付を義務付けることとした。その後も、道議会では、政務調査費の透明性を一層確保するために、議会改革等検討協議会で精力的に検討を重ねた結果、平成21年第1回定例会において、収支報告書に添付する領収書の範囲を2段階で拡大する条例改正を行い、平成21年度交付分にあつては1件1万円以上の支出に、平成22年度以後の交付分にあつてはすべての支出に拡大し、さらには、同年第2回定例会においては、条例第10条の議長の調査を補佐させるため学識経験者で構成する第三者機関を平成22年度から設置するとともに、事務局による確認調査を年2回実施するなどの条例改正を行った。

サ 議会の最高規範として「北海道議会基本条例」を制定し、法上は明確となっていない「議員の活動」について具体的に規定し、これらの活動に係る調査研究を政務調査活動として規定するとともに、「使途の透明性を確保するため、公開する」旨を明示した。

シ 他府県における制度の見直しについては、近年は特に、収支報告書に添付を義務付ける領収書の範囲を拡大する府県が多く、すべての支出に係る領収書の添付を義務化した府県は、平成18年度の時点では3県であったが、平成22年度分については39都道府県議会となっている。

また、第三者機関を設置しているのは、北海道のほか東京都及び大阪府の3議会と承知している。

ス 提出する書類は、収支報告書と領収書等となっており、業務委託に係る成果物について提出の義務はない。

(2) 請求人の主張について

ア 自民党道民会議の自民党道連に対する支出について

(ア) 法では、政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法については、各自治体が条例で定めることとされており、収支報告書の様式、記載方法、添付書類等についても、各議会の裁量に委ねられているものと解され、条例では、収支報告書等に具体的な用途などを記載することまでは求めている。この取扱いは、全国都道府県議会議長会が平成12年に示した「政務調査費の交付に関する条例(例)」に準拠して定められたもので、他府県と同様の標準的な取扱いとなっている。

(イ) 本件支出については、「会派が行う道の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」として、条例で定める収支報告書の様式に則り記載されている。収支報告書には、具体的な用途の記載などについて求めているところであり、このことをもって、政務調査費が適正に支出されたかどうかということと直接的な関係が生じるものではない。

(ウ) 本件支出について、自民党道民会議に聴取したところ、「道政に関する市町村や各種団体の要望等を取りまとめ、道政に反映させることなどを目的とした、会派の様々な政務調査活動に要する業務について、専門的なノウハウを有し、また、会派の目指す道政の方向性を熟知している自民党道連に委託したものであり、具体的には、代表質問の作成補助として、執行機関へのヒアリングや各種データの分析、他府県の事例調査や文献調査等の業務をはじめ、各地域の要望調査や国等への要請活動といった会派の政務調査活動のために必要な経費である」との説明を受けており、用途基準では、これら業務委託をするに当たって、特に委託先の制限等は設けていないものであり、必要な支出であると判断した。

イ 民主党北海道に対する支出について

(ア) 収支報告書の記載などの取扱いに関しては、前述のとおりであり、本件支出に係る収支報告書は、条例で定める様式に則り記載されている。

(イ) 本件支出について、民主党道民連合に聴取したところ、「道政に関する市町村や各種団体の要望等を取りまとめ、道政に反映させることなどを目的として、会派の様々な政務調査活動に要する業務について、専門的なノウハウを有し、また、会派の目指す道政の方向性を熟知している民主党北海道に委託したものであり、具体的には、代表質問の作成補助として、執行機関へのヒアリングや各種データの分析、他府県の事例調査や文献調査等の業務をはじめ、地域における調査・分析、これらに基づく報告・提言の策定補助といった会派の政務調査活動のために必要な経費である」との説明を受けており、用途基準では、これら業務委託をするに当たって、特に委託先の制限等は設けていないものであり、必要な支出であると判断した。

ウ A団体に対する支出について

民主党道民連合に聴取したところ、「支出の内容は、季節労働者問題に関するデータの収集及びその分析等」との説明を受けており、収支報告書は、条例で定める様式に則り記載されており、特段の疑義や瑕疵がみられなかったことから、会派の政務調査活動に必要な支出であると判断した。

エ B団体に対する支出について

(ア) 民主党道民連合に聴取したところ、「支出の内容は、北方領土問題の情報の収集・整理、関連資料の整理等」との説明を受けており、条例で定める様式に則り記載されており、特段の疑義や瑕疵がみられなかったことから、会派の政務調査活動に必要な支出であると判断した。

(イ) 当該団体において、会計上、会費として処理されていることについては、監査委員からの照会により把握し、道議会事務局において、この旨、民主党道民連合に照会したところ、当該会派において、B団体に対し確認が行われ、この結果、「調査委託費」から「会費」として収支報告書の修正が行われた。

(ウ) 民主党道民連合において、A団体、C団体及びD団体に対しても同様の確認が行われ、D団体において、会費として処理されていることから、B団体への支出とあわせ、収支報告書の修正が行われた。

(エ) 団体等の活動総体が政務調査活動に寄与する場合、その団体に対して納める会費への支出については、政務調査費として取り扱うことは、可能である。

(オ) B団体については、北方領土問題についての調査研究などを事業として行っており、また、D団体については、サハリンとの交流促進に関する事業などを行っており、いずれも政務調査活動に寄与する活動を行っていることから、当該団体への支出については、「会費」として認められる。

オ C団体に対する支出について

民主党道民連合に聴取したところ、「支出の内容は、雇用対策や地域医療問題に関するデータの収集及び課題の整理等」との説明を受けており、収支報告書は、条例で定める様式に則り記載されており、特段の疑義や瑕疵がみられなかったことから、会派の政務調査活動に必要な支出であると判断した。

カ D団体に対する支出について

民主党道民連合に聴取したところ、「支出の内容は、日ロ間の情報の収集・整理、関連資料の整理等」との説明を受けており、収支報告書は、条例で定める様式に則り記載されており、特段の疑義や瑕疵がみられなかったことから、会派の政務調査活動に必要な支出であると判断した。

キ 自動車のリース料及びガソリン代に対する支出について

(ア) 条例では、収支報告書に政務調査活動に要した経費を記載することとしており、その経費に係る具体的な按分率まで記載することは求めている。本件支出に係る収支報告書は、政務調査活動に要した経費を条例で定める様式に則り記載され、また、政務調査活動に要した経費を計上するに際しては、運用方針

において「政務調査活動の実績を踏まえて按分」することとされており、個人的使用や政務調査活動以外の活動に使用した経費は含まないこととしている。いずれにしても、議員の個々の活動実態等に応じた合理的割合で整理がなされるものと考えている。

(イ) 政務調査費については、条例・規程・運用方針などにより、制度内容が具体的に示されているところであり、併せて、収支報告書及び領収書など一定の範囲の添付書類の提出が義務付けられ、また、制度内容及び使途基準等についても、必要の都度、その周知を図ってきている。なお、議長に提出された収支報告書及び添付書類については、道議会事務局において、収支及びその内容の整合性など、所定の要件を備えているかどうかのチェックを行うとともに、必要に応じ、議員から聞き取りなどの確認を行っており、現行制度の趣旨に沿って、適正に処理されているものと考えている。

5 実地監査

平成22年10月6日、道議会事務局に対して実地監査を実施し、政務調査費に係る支出事務等について調査を行った。

6 関係人調査

A団体、B団体、C団体及びD団体に対し、委託業務の実施状況等について文書による調査を実施した。その主な内容は次のとおりである。

- (1) A団体は、民主党道民連合から業務委託を受けた業務すべてを行っているとし、当該業務委託に係る収入は、団体の会計上、業務委託に係る収入を受ける科目がないことから科目名「サポート会」で処理をしている。
- (2) B団体は、民主党道民連合から業務委託を受けた業務すべてを行っているとし、当該業務委託に係る収入は、団体の会計上、業務委託に係る収入を受ける科目である「受託事業収入」があるにも関わらず、「会費」で処理をしており、総勘定元帳の写しには「普通会費として民主党・道民連合39件」との記載があった。科目が相違する理由について、「政務調査業務委託については、議員の調査研究活動として、B団体の設立目的及びその事業にご賛同いただき締結されたものと考え」と説明している。
- (3) C団体は、民主党道民連合から業務委託を受けた業務すべてを行っているとし、当該業務委託費は、「議員団会議会計」という業務委託に係る収入を受ける科目で処理をしている。
- (4) D団体は、民主党道民連合から業務委託を受けた業務すべてを行っているとし、当該業務委託費は、団体の会計上、業務委託に係る収入を受ける科目がないことから「会費」で処理をしているが、回答の資料には「2009年度政務調査業務委託費北海道議会民主党道民連合」との記載があった。

第5 監査の結果

本請求については、次のとおり決定した。

本請求は、これを棄却する。

以下、事実関係の確認、判断及び意見について述べる。

1 事実関係の確認

- (1) 政務調査費は、法第100条第14項にその根拠を有し、同項では「交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない」と規定し、同条第15項では「条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するもの」と規定しているところ、北海道においては、条例が定められ、これらの事項について規定されている。
- (2) 政務調査費については、条例第1条において、道議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、道議会における会派及び議員に対し交付する旨規定し、条例第2条においては、議会の会派（所属議員が1人の場合を含む。）及び議員の職にある者に対し交付すると規定している。
- (3) また、政務調査費は、条例第3条第1項において会派については月額10万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を、条例第4条第1項において議員については月額43万円を交付するものと定められている。
- (4) 条例第8条は、政務調査費を、別に定める使途基準に従い、使用しなければならないと定め、規程第4条において、条例第8条の使途基準は、各会派に係る政務調査費については別表第1、議員に係る政務調査費については別表第2のとおりとするとしている。さらに、手引及び政務調査費の使途基準の運用を定め、適正な執行の参考として示している。
- (5) 条例第9条第1項は、会派の代表者及び議員は、収支報告書を、年度終了日の翌日から起算して30日以内に、議長に提出しなければならないとしている。
- (6) 北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例の一部を改正する条例（平成21年北海道条例第56号。以下「改正条例」という。）附則第3項が適用される条例第9条第4項は、収支報告書を提出するときは、1件1万円以上のすべての支出について、領収書その他の支出の事実を証する書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）を添付しなければならないと定めている。
- (7) 条例第10条は、議長に政務調査費の適正な運用を期するため、収支報告書及び領収書等の写しに関し、必要な調査を行うものとするとの調査権限を付与し、当該調査を補佐させるため議長が指名する3名以内の学識経験を有する者をもって構成する北海道議会政務調査費調査等協議会を置き、当該協議会に必要な調査等を行わせることができるとしている。
- (8) 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第13条（又は第14条）の規定によ

り道議会事務局長（又は道議会事務局総務課長）が専決により交付等の事務を執行している。

- (9) 平成21年度の政務調査費の交付額については、各会派及び議員に対して、条例に基づいた額が適正に交付され、各会派に総額1億2,120万円、議員に総額5億2,116万円支出されている。これらのうち本件措置請求の対象である自民党道民会議には5,980万円、民主党道民連合には4,670万円及び議員78名には3億9,861万円交付されている。
- (10) 平成21年度において、自民党道民会議は、業務委託費として自民党道連に対し4,445万円支出している。
- (11) 平成21年度において、民主党道民連合は、業務委託費として民主党北海道に対し2,750万円、A団体に対し39万円、B団体に対し39万円、C団体に対し117万円、D団体に対し39万円支出している。
- (12) 民主党道民連合は、業務委託費としてB団体及びD団体に対し支出していたものを、平成22年10月15日に会費として支出したと収支報告書の修正を行った。
- (13) 平成21年度政務調査費において、収支報告書の備考欄に自動車のリース料又はガソリン代に支出したものと推認できる記載がある議員又は添付された領収書等の写しからガソリン代に支出したものと推認できる者は78名で、うち自動車のリース料に支出したものと推認できるのは52件、2,566万2,648円、ガソリン代に支出したものと推認できるのは55件、1,286万2,386円、ガソリン・灯油として分けずに支出しているものと推認できるのは1件、12万3,171円、ガソリン・高速代として分けずに支出しているものと推認できるのは1件、34万7,500円、ガソリン・高速代等として分けずに支出しているものと推認できるのは1件、20万8,686円であった。なお、これらの支出は、本件措置請求の対象議員78名に係るものであった。
- (14) 規程第6条の規定により、議長は、提出された収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）の写しを知事に送付するものとされている。なお、収支報告書等について、議会事務局としては、その内容に不明な点があれば、会派、議員に対し、その都度、確認を行っている。

2 判断

(1) 政務調査費に係る違法性等について

ア 政務調査費について

(ア) 政務調査費は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため制度化されたもので、法第100条第14項に基づき地方公共団体が条例を定めることで交付することができ、その場合、条例において、当該政務調査費の交付対象、額及び交付の方法を定めなければならないとされている。また、同条第15項においては「条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するもの」とされている。

- (イ) 北海道における政務調査費については、条例が定められ、交付対象、額等が規定されるとともに、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出する規定も定められているところである。また、政務調査費の使途は、条例第8条の規定により使途基準が定められ、規程第4条により使途基準の具体的な項目が示されている。また、具体の運用にあつては、手引を作成し、会派及び議員に対して周知を図っていることが認められる。
- (ウ) 改正条例附則第3項が適用される条例第9条第4項において、収支報告書の提出に際し、1件1万円以上のすべての支出について、領収書等の写しの添付を義務づけるとともに、収支報告書等の閲覧の規定を条例第12条で定めている。
- (エ) 平成21年度において交付された政務調査費は、条例で定められた額が、各会派及び議員個人に交付され、議長への収支報告書の提出及び領収書等の写しの添付も条例の規定どおり行われており、適切に執行されていることが認められる。
- (オ) また、提出された収支報告書等を道議会事務局において精査しており、内容に不明な点があれば、その都度確認をしていることが認められることから、不当に事務を怠っているなどの行為が存在するとは認められない。このことから、政務調査費は、適切に交付されているものと認められる。
- (カ) 次に、政務調査費の支出の違法又は不当について検討すると、東京高等裁判所平成21年9月29日判決（東京地方裁判所平成20年11月28日判決を引用）は「本件各支出が区政に関する調査研究に資するために必要な経費以外の経費にかかる支出であるか否かは、本件各支出が本件使途基準及び本件申し合わせ事項に反するか否かを基準に判断するのが相当である。」と解しており、この解釈に合理性が認められることから本件措置請求に当たっては、交付された政務調査費が条例で定められた使途基準や手引等の運用に係る事項に照らし、これらを逸脱した支出が認められれば、当該支出は違法又は不当なものとして判断されることになることと解する。

イ 自民党道民会議の支出について

- (ア) 自民党道民会議は、政務調査費として5,980万円の交付を受け、自民党道連に対して調査委託費として4,445万円支出していることが認められる。
- (イ) 会派としては、国政についての情報、動き等を把握し、その調査、分析を行ったうえで、地方行政に的確に反映させていくことや、地域の要望や実情、地方における様々な課題を国政に伝えることなどを行う必要性があり、このような活動を行う上で、政党との関係は密なものとなる。また、政党としても、地方の課題を吸い上げ国政に反映させられることや国政に呼応した動きを地方に求めることができるなど地方議会の会派との関係は、同様に密接なものになるといえる。さらに、昨今の政治が政党による意思形成を背景として国政に大きく反映されていることなどにかんがみると、その政党が持つ能力、情報等を有

効に活用するために、政党支部へ調査委託することには合理性があると考えられる。自民党道民会議から自民党道連に対する調査委託内容は、道政に反映させることを目的とした情報収集、資料作成等に係る委託業務と確認されており、これは政務調査活動に該当するものと認められ、このような調査委託に対して政務調査費を支出することは、使途基準上認められる支出であることから、当該使途基準に違背、逸脱したものと解することはできない。

- (ウ) 条例及び規程の規定に従い、収支報告書等の提出がなされており、規定上、領収書等の写しの添付は求められているものの調査内容、委託内容、積算根拠等の明示は求められておらず、調査内容、委託内容、積算根拠等が収支報告書上明示されていないことをもって条例に反するものとは認められない。
- (エ) また、調査内容、委託内容、積算根拠等が収支報告書において明示されていないこと、支出金額が1か月ごとにおおむね一定の額であること等をもって、使途基準とは認められない支出であるとする事及び政務調査以外の用途に用いるための方便として政党支部を利用したとすることを事実上推認することができることは、経験則上認めがたいことから、請求人の主張を認めることはできない。

ウ 民主党道民連合の支出について

(ア) 民主党北海道への支出について

a 民主党道民連合は、政務調査費として4,670万円の交付を受け、民主党北海道に対して「調査委託費」として2,750万円支出している。会派としては、国政についての情報、動き等を把握し、その調査、分析を行った上で、地方行政に的確に反映させていくことや、地域の要望や実情、地方における様々な課題を国政に伝えることなどを行う必要性があり、このような活動を行う上で、政党との関係は密なものとなる。また、政党としても、地方の課題を吸い上げ国政に反映させられることや国政に呼応した動きを地方に求めることができるなど地方議会の会派との関係は、同様に密接なものになるといえる。さらに、昨今の政治が政党による意思形成を背景として国政に大きく反映されていることなどにかんがみると、その政党が持つ能力、情報等を有効に活用するために、政党支部へ調査委託することには合理性があると考えられる。民主党道民連合から民主党北海道に対する調査委託内容は、道政に係るデータ収集、調査、分析等に係る委託と確認されており、これは政務調査活動に該当するものと認められ、このような委託に対して支出することは、使途基準上認められる支出であることから、当該使途基準に違背、逸脱したものと解することはできない。

b 条例及び規程の規定に従い、収支報告書等の提出がなされており、規定上、領収書等の写しの添付は求められているものの調査内容、委託内容、積算根拠等の明示は求められていないことから、調査内容、委託内容、積算根拠等

が収支報告書上明示されていないことをもって条例に反するものとは認められない。

- c また、調査内容、委託内容、積算根拠等が収支報告書において明示されていないこと、支出金額が1か月ごとにおおむね一定の額であること等をもって、使途基準とは認められない支出であるとする事及び政務調査以外の用途に用いるための方便として政党支部を利用したとすることを事実上推認することができることは、経験則上認めがたいことから、請求人の主張を認めることはできない。

(イ) A団体への支出について

- a 民主党道民連合は、A団体に対して政務調査業務委託費として39万円支出している。その委託内容は、季節労働者問題に関するデータ収集・整理、関連資料の整理、地域における調査等の業務であり、当該業務に係る委託契約書や成果がまとめられていることも確認されており、これは政務調査活動に該当するものと認められ、このような委託に対して政務調査費を支出することは、使途基準上認められる支出であることから、当該使途基準に違背、逸脱したものと解することはできない。
- b 条例及び規程の規定に従い、収支報告書等の提出がなされており、規定上、領収書等の写しの添付は求められているものの、調査内容、委託内容、積算根拠等の明示は求められていないことから、調査内容、委託内容、積算根拠等が収支報告書上明示されていないことをもって条例に反するものとは認められない。

(ウ) B団体への支出について

- a B団体への支出について民主党道民連合は、当初調査委託費として39万円支出したと報告していたが、平成22年10月15日に収支報告書を修正し、会費として支出したと報告したことなどから、当該支出を会費と判断するものである。したがって、当該会費が政務調査費の使途として認められるものであるかが問題となる。
- b 使途基準や手引等の運用に係る事項に照らし、団体等の活動総体が政務調査活動に寄与する場合、その団体に対して納める会費を政務調査費から支出することを否定されることとはならないと認められる。
- c 当該団体の活動は、北方領土問題についての調査研究などを主な事業として行っており、北海道という政治的、地理的環境を考慮すると、当該団体の活動が政務調査活動に寄与する活動を行っていることを否定する積極的な理由が認められないことから、政務調査の使途基準に反する支出とは認めることができず、当該団体の会費として政務調査費から支出することを使途基準等に違背、逸脱したものと解することはできない。

(エ) C団体への支出について

- a 民主党道民連合は、C団体に対して政務調査業務委託費として117万円支出している。その委託内容は、データ収集・整理、関連資料の整理、地域における調査、調査結果に基づく研究報告書（提言）などの策定補助等の業務であり、当該業務に係る委託契約書や成果がまとめられていることも確認されており、これは政務調査活動に該当するものと認められ、このような委託に対して政務調査費を支出することは、使途基準上認められる支出であることから、当該使途基準に違背、逸脱したものと解することはできない。
- b 条例及び規程の規定に従い、収支報告書等の提出がなされており、規定上、領収書等の写しの添付は求められているものの、調査内容、委託内容、積算根拠等の明示は求められていないことから、調査内容、委託内容、積算根拠等が収支報告書上明示されていないことをもって条例に反するものとは認められない。

(オ) D団体への支出について

- a D団体への支出について民主党道民連合は、当初調査委託費として39万円支出したと報告していたが、平成22年10月15日に収支報告書を修正し、会費として支出したと報告したことなどから、当該支出を会費と判断するものである。したがって、当該会費が政務調査費の使途として認められるものであるかが問題となる。
- b 使途基準や手引等の運用に係る事項に照らし、団体等の活動総体が政務調査活動に寄与する場合、その団体に対して納める会費を政務調査費から支出することを否定されることとはならないと認められる。
- c 当該団体の活動は、サハリンとの交流促進に関する事業などを主な事業として行っており、北海道という政治的、地理的環境を考慮すると、当該団体の活動が政務調査活動に寄与する活動を行っているとするのを否定する積極的な理由が認められないことから、政務調査の使途基準に反する支出とは認めることができず、当該団体の会費として政務調査費から支出することを使途基準等に違背、逸脱したものと解することはできない。

エ 議員の自動車のリース料及びガソリン代に係る支出について

- (ア) 政務調査費で自動車のリース料又はガソリン代を支出することについては、手引において活動例に明示されているところから、これらにかかる支出については、認められるところであると判断される。
- (イ) 自動車の使用は、議員の多様な活動を行うに際して、最も利用されるものであることから、政務調査活動以外の活動にも使用された部分も支出しているのではないかの疑義が生ずる恐れが高いものと推察される。したがって、政務調査活動とそれ以外の活動との区分が、適切になされているかどうか問題となると考える。
- (ウ) このような場合の考え方として、仙台高等裁判所平成19年4月26日判決では、

「ある支出が政務調査活動のためでもあるし、他の目的、例えば議員の後援会活動のためでもあるという場合にどのように対処すべきかについては、控訴人が主張するとおり、本件条例や本件規則には何らの規定も設けられていない。しかしながら、その全額を政務調査費とするのは相当ではないことは明らかであるから、条理上、按分した額をもって政務調査費とすべき」と解していることから、按分により他の活動の経費から区分したものを政務調査活動に要した経費とすることは認められるものであり、当該経費に対して、政務調査費から支出することは、使途基準に反した使途とは認められないものと解せられる。

(エ) 収支報告書の記載において、条例及び規程の規定上、自動車のリース料又はガソリン代の実費、按分比率等を記載することを求められておらず、これらのことを当該収支報告書に記載しないことをもって、条例に反する支出とすることはできない。

(オ) 按分比率の考え方については、原則、政務調査活動に係る部分の実績等を基に定めることが望ましいものとするが、議員の活動は多面性を有し、政務調査活動とその他の活動とを明確に峻別することが困難な活動があることは否定できず、そのような場合には、前述の仙台高等裁判所平成19年4月26日判決が「例えば政務調査活動とそれ以外の二つの目的のために支出した場合には2分の1とする」などと述べるとおり、按分比率を活動の内容により2分の1、3分の1というように定めることは認められるものと解せられ、請求人が主張するように、政務調査費から自動車のリース料又はガソリン代としての支出のうち、少なくとも4分の3については、議員の私的生活や政治活動又は選挙活動等、政務調査目的以外のための支出と認められるものと解すべき理由は認められない。

(カ) 按分比率の算定基礎となる政務調査活動との関連性の判断については、最高裁判所平成22年3月23日判決は「政務調査費の支出は市政と何らかの関連性を有することが必要であるが、その関連性の要件の判断においては議員の裁量権が尊重されなければならない」とし、議員の裁量権を認めていることから、議員の活動において政務調査活動との関連性を判断して按分比率を決めることは議員の裁量権の範囲であり、按分比率が議員個々に異なることは認められるものであると判断でき、按分比率が一定であるとする理由は認められない。

(キ) 以上のように、政務調査費に係る事務は、条例及び規程に則って適切に執行されており、政務調査費の交付自体に違法性が存在するとは認められない。

(2) 制度改正について

現行の政務調査制度に違法性は認められないこと、北海道においては、条例及び規程が平成21年3月31日及び同年7月10日に改正がなされ、当該改正の内容が収支報告書に添付する領収書等の写しをすべての支出について添付することとし、また、議長の収支報告書等の調査に当たり、これを補佐するために、議長が指名する3名以内の学識経験者からなる道議会政務調査費調査等協議会を置くこととされたこと

などから、条例の改正等制度改正の必要性については、消極的に解するものである。

3 意見

今回の監査を通じての監査委員としての意見を述べる。

本件政務調査費制度は、地方分権一括法の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実に資するため、議会における議員又は会派に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである。

政務調査費の性格は、議会の議員又は会派が調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されるものであるから、その具体的な使途については、調査研究活動として一般的に認定される事業あるいは経費である限りにおいて、その範囲内で充当することができるものである。

しかし、交付される政務調査費の原資は公金であることから、交付を行う側、受ける側には、地方自治法の趣旨、政務調査費に関する条例等の規定に沿った執行が求められることは、論を待たず、知事にとっては公金を支出する者としてその使途に意を注ぐ必要があり、道民から負託を受けた道議会の各議員にとっては、その使途を説明する責務を負うことになるものである。

さらに、地方分権の進展や現下の厳しい地方財政状況を背景に、政務調査費のあり方、使途等に関し、道民から非常に厳しい目が向けられており、本件措置請求が請求人からなされたその背景には、このような道民の視線があることを認識する必要がある。

今回の請求内容の一部でもあるが、会派から他団体への委託費については、その委託内容や金額の妥当性等、また、議員の政務調査活動に係る支出については、活動の自由と自律が尊重されることが前提ではあるが、他の活動である政党活動、選挙活動、後援会活動、私的活動との区別など、課題は多いものと思料される。

政務調査費の使用に際しては、その使途に係る説明を道民に対して行うことにより透明性を高め、自ら適正な運用を図るよう律していくことが求められているものである。

一方、政務調査費に係る道議会の取組みとしては、まず、北海道議会基本条例の制定により、地方自治法上、明確になっていない議会議員が行う活動について明らかにし、それらの活動に係る調査研究活動を政務調査活動として規定するとともに、使途の透明性を確保するため公開する旨を明示している。

また、議会改革等検討協議会における50回に及ぶ協議を経て、議員提案により条例の改正がなされ、すべての支出に領収書等の写しを添付することや議長の調査の遂行を補佐させるための第三者機関である「北海道議会政務調査費調査等協議会」を設置している。

さらに政務調査費の使途基準に関する検討については、6名の有識者を交えて検討

を行うなど、議員だけでなく議会としてこれまで以上に道民に対して、透明性の向上と説明責任を果たす努力がなされていることは評価できるところである。

本件措置請求については、知事及び議員のそれぞれの立場で、政務調査費の趣旨を再認識するよい機会ととらえ、今後の政務調査活動による政策形成のさらなる充実など議会の活性化を図り、もって道民の福祉の向上につながることを切に希望するものである。